

○宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

平成20年3月31日

告示第19号

改正 平成23年9月9日告示第55号

平成25年3月26日告示第22号

平成28年7月29日告示第80号

令和2年1月22日告示第2号

令和2年12月24日告示第176号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活に必要な用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るため、市が行う小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業について必要な事項を定め、もってこれら在宅の小児慢性疾病児及びその家族の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、小児慢性特定疾病児とは、「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について」(平成27年5月28日雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「厚生労働省通知」という。)に基づく事業の対象となっている者をいう。

(用具の種目等及び給付等の対象者)

第3条 給付の対象となる用具及び耐用年数は、別表第1の種目の欄に掲げるものとする。

2 用具の給付の対象者は、本市に住所を有し、かつ、別表第1の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とならない者に限る。)のうち、福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める者とする。

(給付等の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者の保護者(以下「申請者」という。)は、

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書(様式第1号)に、小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて所長に申請しなければならない。

(給付の決定等)

第5条 所長は、前条に規定する申請書を受理したときは、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付調査書(様式第2号)等を作成し、その必要性を審査の上、給付の適否を決定するものとする。

2 所長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定(却下)通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)によりその旨を通知するとともに、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第2項の規定により給付の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、宜野湾市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱(平成25年宜野湾市告示第17号)又は宜野湾市日常生活用具の給付に係る日常生活用具事業者の登録等に関する要綱(平成25年宜野湾市告示第20号)により登録されている用具の製作、販売及び修理を業とする者(以下「業者」という。)から用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 利用者は、その負担能力に応じて給付を受けた用具の購入に要する費用の一部を直接業者に小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券(様式第4号)を添えて支払うものとする。

2 前項により利用者が負担する額の基準は厚生労働省通知に基づき、別表第2のとおり定める。

(費用の請求)

第8条 業者は、用具の給付に必要な経費から、利用者が直接業者に支払った額を控除して得た額を所長に請求するものとする。ただし、用具の給付に必要な経費の上限は、別表第1に掲げる基準額とする。

(用具の管理)

第9条 利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって当該用具を管理しなければならない。

2 利用者は、給付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付台帳の整備)

第10条 所長は、用具の給付の状況を明確にするために、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付台帳(様式第5号)を整備するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月9日告示第55号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は平成23年4月1日から、改正後の別表第2の規定は平成20年7月1日から適用する。

附 則(平成25年3月26日告示第22号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月29日告示第80号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月22日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和2年12月24日告示第176号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。